

社会福祉法人真岡市社会福祉協議会真岡市こども発達支援  
センターひまわり園（児童発達支援）運営要綱

（目的）

第1条 この要綱は、真岡市の委託により社会福祉法人真岡市社会福祉協議会（以下「本会」という。）が運営する真岡市こども発達支援センターひまわり園（以下「事業所」という。）において、指定障害児通所支援の児童発達支援（以下「指定児童発達支援」という。）の円滑な運営管理を図るとともに、支給決定を受けた障害児（以下「利用者」という。）及び障害児の保護者（児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）第21条の5の5第1項に規定する通所給付決定を受けた障害児の保護者をいう。）に対し、適正なサービスを提供することを目的として、必要な事項を定める。

（事業）

第2条 実施する事業は、次のとおりとする。

- (1) 日常生活における基本的動作の支援
- (2) 知識技能の付与
- (3) 集団生活への適応の訓練
- (4) 機能訓練（専門療育を含む。）
- (5) 保護者等に対する相談
- (6) 関係者に対する相談及び支援

（事業所の名称等）

第3条 指定児童発達支援の実施・提供を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 真岡市こども発達支援センターひまわり園

(2) 所在地 真岡市下籠谷 4 4 1 2 番地 1

(定員)

第 4 条 事業所の定員は、15 名とする。

2 前項の規定にかかわらず、直近 3 か月間の平均実利用人員が定員を超えても一定の範囲内であれば、利用者を受け入れることができる。

(職員)

第 5 条 事業所に次の職員を置く。

(1) 管理者 1 名

(2) 児童発達支援管理責任者 1 名

(3) 児童指導員及び保育士 5 名以上

2 管理者は、事業所の職員の管理及び児童発達支援の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の業務の管理を一元的に行うとともに、法令等において規定されている指定児童発達支援の実施に関し、事業所の職員に対し遵守させるために必要な指揮命令を行う。

3 児童発達支援管理責任者は、個々の利用者について、アセスメント、児童発達支援計画の作成、児童発達支援計画の実施状況の把握を行うとともに、継続的な評価等を行い、利用者又はその家族に対する相談及び援助並びに他の職員に対する技術指導及び助言を行う。

4 児童指導員及び保育士は、児童発達支援計画に基づき利用者の自立の支援と日常生活に資するよう適切な技術をもって支援等を行う。

(営業日及び営業時間等)

第 6 条 営業日及び営業時間等は、次のとおりとする。

(1) 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日及び年末年

始（12月28日から翌年1月4日まで）を除く。

(2) 営業時間 午前8時30分から午後5時15分までとする。

(3) サービス提供日 月曜日から金曜日までとする。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び年末年始（12月28日から翌年1月4日まで）を除く。

(4) サービス提供時間 午前8時45分から午後5時までとする。

2 会長が必要と認めるときは、前項に定める営業日又は営業時間等を変更することができる。

（指定児童発達支援を提供する主たる対象）

第7条 指定児童発達支援を提供する主たる対象は、次のとおりとする。

児童福祉法（昭和22年法律第164号）に基づき各市町村から通所給付決定を受けた小学校就学前の身体に障害のある児童、知的障害のある児童又は精神に障害のある児童（発達障害者支援法（平成16年法律第167号）第2条第2項に規定する発達障害児を含む。）

（事業所の利用）

第8条 事業所の利用は、家族通園又は単独通園とし、利用者の送迎は保護者の責任において行うものとする。

（緊急時等における対応方法）

第9条 職員は、サービス提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講じるとともに、管理者に報告しなければならない。

（非常災害対策）

第10条 事業所は、非常災害に関する具体的計画を策定し、防火管理者を配置して、定期的に避難、救出訓練その他の必要な訓練を実施す

るものとする。

(苦情解決)

第11条 事業所は、提供したサービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者等に周知の徹底を図るものとする。

2 事業所は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第83条に規定する運営適正化委員会が、同法第85条の規定により行う調査又はあっせんのできる限り協力する。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第12条 事業所における虐待の防止のための措置に関する内容は次に掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、虐待防止責任者に管理者を充て、虐待の未然の防止に努める。

- (1) 虐待防止責任者は、虐待を未然に防止するため、職員の人権意識、知識や技術の向上のため必要な措置を講じる。
- (2) 第11条に規定する苦情解決の体制により、虐待防止のための措置を講じるものとする。
- (3) 虐待の防止を啓発・普及するための研修を年1回以上実施し、普段から職員の人権意識を高め併せて資質の向上を図る。
- (4) 事業所における虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的  
に開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。
- (5) 虐待の事実を発見したときは、関係機関に速やかに通報するとともに、関係機関と連携し、虐待を受けた利用者やその家族への支援を行い、再発防止の措置を講じる。

(身体拘束等の適正化に関する事項)

第13条 事業所はサービスの提供に当たっては、利用者又は他の利用者の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体拘束等」という）を行わない。

2 事業所は、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録する。

3 事業所における、身体拘束等の適正化のための措置に関する内容は次に掲げる各号のとおりとし、効果的な対策を図るため、身体拘束等の適正化に関する責任者に管理者を充て、身体拘束等の適正化を図る。

(1) 身体拘束等の適正化のため、対策を検討する委員会の開催及び職員に対する検討結果の周知徹底を図る。

(2) 第11条に規定する苦情解決の体制により、身体拘束等の適正化のための措置を講じるものとする。

(3) 職員に対する身体拘束等の適正化のための研修を年1回以上実施し、普段から職員の資質の向上を図る。

(4) その他身体拘束等の適正化のための必要な措置を講じる。

(連携)

第14条 サービス提供に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉のサービス機関と綿密な連携に努めるものとする。

(その他運営についての留意事項)

第15条 事業所は、職員の資質向上を図るため次の研修を設けるものとする。

- (1) 採用時研修 採用後 1 か月以内
- (2) 継続研修 年 1 回
- 2 職員は、職務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持しなければならない。また、その職を退いた後も同様とする。
- 3 この要綱に定める事項のほか、運営に関し必要な事項は、本会の会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 11 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年 5 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 5 年 10 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。